

彩の国さいたま人づくり広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成20年5月7日

条例第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 1 電子計算機その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- 2 庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。